



平成 25 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ァ ン ケ ル
代 表 者 名 代 表 取 締 役 宮 島 和 美
社 長 執 行 役 員
(コード番号:4921 東証第1部)
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 島 田 和 幸
グ ル ー プ サ ポ ー ト セ ン タ ー 長
(T E L 045-226-1200)

会社分割(簡易新設分割)による持株会社体制への移行 および定款変更に関するお知らせ

当社は、平成25年3月12日付で持株会社制度への移行の検討に入る事をお知らせいたしましたが、本日開催の取締役会において、平成26年4月1日を効力発生日として会社分割(簡易新設分割)による持株会社体制へ移行することを決議いたしました。また、持株会社体制への移行により定款の変更(事業の目的の変更)を決定いたしましたのでお知らせします。

なお、上記の定款の変更は、平成25年6月15日開催予定の株主総会の承認を条件としております。また、本新設分割は当社単独の簡易新設分割であるため、開示事項・開示内容を一部省略して開示しております。

記

I. 会社分割による持株会社制への移行

1. 持株会社制度移行の目的

(1) 経営体制および事業執行体制の強化

迅速な意思決定と事業実行のために、事業ごとの責任を明確にするとともに、創業の精神に立ち返り、お客様視線に基づいた「ファンケルらしい経営」の実現を目指すべく、平成 25 年 3 月 1 日付で、カンパニー制に移行いたしました。今後は、持株会社体制のもとで、事業ごとの専門性・自律性をより高めるとともに、適切な牽制のもとでコーポレート・ガバナンスをより強化してまいります。

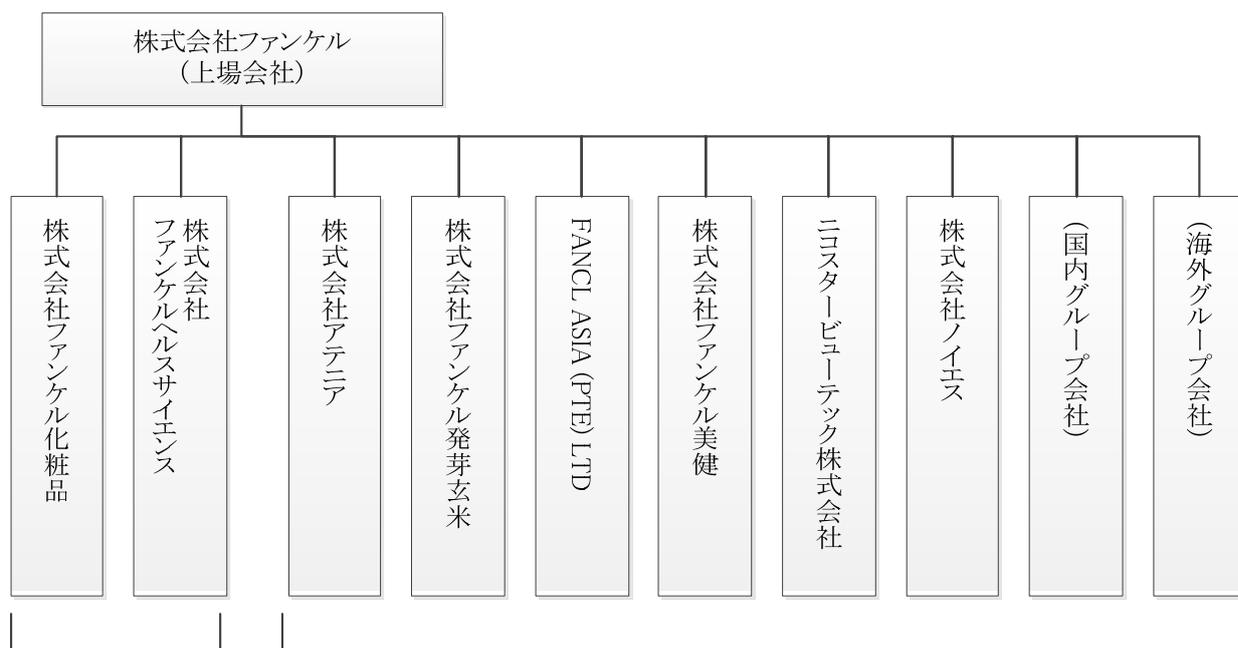
(2) グループでのグローバル対応強化

当社は、化粧品事業のリブランディングを始め、企業ブランド価値の向上に取り組んでまいりましたが、今後はこれらの取り組みをグローバルで対応して行く必要があると認識しております。これらの取り組みについて、持株会社がグループ全体最適の視点で方針を示し、迅速に意思決定を行ってまいります。

2. 持株会社体制の概要

当社の化粧品部門および健康食品部門を会社分割(簡易新設分割)し、新設会社としてそれぞれ「株式会社ファンケル化粧品」、「株式会社ファンケルヘルスサイエンス」を設立いたします。また、「株式会社ファンケル」は薬事法上の許認可企業として、「ファンケル」ブランドの製品の製造販売責任を負うとともに、当社グループの事業遂行についての監督責任を上場会社として担います。なお、海外事業に関しては、重要な経営課題であるため、当面の間持株会社にてとりおこなうことといたします。

(分割後の体制図)



本公司分割(簡易新設分割)
による分社

(既存グループ会社)

3. 会社分割の要旨

(1) 分割の日程

新設分割計画書承認取締役会	平成 25 年 5 月	14 日	
分割期日	平成 26 年 4 月	1 日	(予定)
分割登記	平成 26 年 4 月	1 日	(予定)

(注) 本件分割は、会社法第 805 条の規定(簡易新設分割)に基づき、株主総会の承認を得ることなく行います。

(2) 分割方式

当社を分割会社とし、化粧品事業については「株式会社ファンケル化粧品」を、健康食品事業については「株式会社ファンケルヘルスサイエンス」をそれぞれ承継会社とする分社型新設分割(簡易新設分割)です。

(3) 割当株式数

新設する「株式会社ファンケル化粧品」、「株式会社ファンケルヘルスサイエンス」は当社に対し、それぞれ普通株式 10,000 株を発行し、その全てを当社に割り当てます。

(4) 分割交付金の支払い

分割による交付金の支払いはございません。

(5) 分割により減少する資本金等

分割により減少する資本金等はありません。

(6) 分割会社の新株予約権に関する取り扱い

当社新株予約権の取扱いにつきましては、本分割による変更はございません。

(7) 承継会社が承継する権利義務

新設会社は、平成 25 年 5 月 14 日付「新設分割計画書」に定めるところにより、当社が分割事業に関して有する、分割効力発生日時点での資産・負債、その他の権利義務を承継いたします。また、新設会社が当社から承継する債務につきましては、当社が重畳的債務引受を行うものいたします。

(8) 債務履行の見込み

当社および新設会社は、分割日以降履行する債務について、本件分割後もその履行を担保するのに足る資産を有しており、両社の負担すべき債務の履行の確実性に問題はないものと判断しております。

4. 分割会社の概要（平成 25 年 3 月 31 日現在）

(1) 商号	株式会社ファンケル	
(2) 主な事業内容	化粧品・健康食品等の販売	
(3) 設立年月日	昭和 56(1981)年 8 月	
(4) 本店所在地	横浜市中区山下町 89 番地 1	
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役 社長執行役員 成松 義文	
(6) 資本金の額	10,795 百万円	
(7) 発行済み株式総数	65,176,600 株	
(8) 純資産	55,537 百万円	
(9) 総資産	65,280 百万円	
(10) 事業年度	3 月 31 日	
(11) 従業員数	705 名	
(12) 主要取引先	一般消費者	
(13) 大株主および持株比率	株式会社ケイアイ 池森賢二 HSBC PRIVATE BANK(SUISSE) SA HONG KONG BRANCH A/C CMC HOLDINGS LIMITED 株式会社ピローズ 池森政治	13.05% 8.74% 7.04% 3.72% 2.95%
(14) 主要取引銀行	三菱東京 UFJ 銀行、三井住友銀行、みずほコーポレート銀行 他	

(分割会社の 3 か年の業績)

(百万円)

	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
売上高	71,127	68,527	69,098
営業利益	4,909	2,164	2,255
経常利益	5,082	2,939	3,170
当期純利益 または当期純損失(△)	2,358	1,834	△3,760
1 株あたり当期純利益 または当期純損失(△) (円)	36.32	28.27	△57.96
1 株あたり配当金 (円)	34.0	34.0	34.0
1 株あたり総資産 (円)	946.36	940.36	848.54

5. 分割する部門の概要

(1) 分割する部門

分割会社の事業のうち、化粧品事業、健康食品事業をそれぞれ新設会社に移転いたします。

(2) 分割する部門の経営成績（平成 25 年 3 月期）

（百万円）

	化粧品事業	健康食品事業
売上高	32,988	27,813
売上総利益	25,192	18,363
営業利益	1,282	1,739

(3) 分割する資産、負債の項目および金額

分割会社の化粧品事業、健康食品事業に属する資産、負債をそれぞれの新設会社に承継いたします。

なお、金額については、現時点では確定できておりません。確定次第お知らせいたします。

6. 新設会社の概要

(1) 商号	株式会社ファンケル化粧品 (化粧品事業会社)	株式会社ファンケル ヘルスサイエンス (健康食品事業会社)
(2) 主な事業内容	化粧品等の販売	健康食品等の販売
(3) 設立年月日	平成 26 年 4 月 1 日	平成 26 年 4 月 1 日
(4) 本店所在地	横浜市中区山下町 89 番地 1	横浜市中区山下町 89 番地 1
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 山岡 美奈子	代表取締役社長 村上 晴紀
(6) 資本金の額	500,000 千円	500,000 千円
(7) 発行済み株式総数	10,000 株	10,000 株
(8) 純資産	2,500,000 千円	2,500,000 千円
(9) 総資産	未定	未定
(10) 事業年度	3 月 31 日	3 月 31 日
(11) 従業員数	99 名(予定)	86 名(予定)
(12) 主要取引先	一般消費者	一般消費者
(13) 大株主および持株比率	株式会社ファンケル 100%	株式会社ファンケル 100%
(14) 主要取引銀行	三菱東京UFJ銀行 三井住友銀行 みずほコーポレート銀行 他	三菱東京UFJ銀行 三井住友銀行 みずほコーポレート銀行 他
(15) 当事会社間関係等	資本関係	分割会社が両新設会社の株式を 100% 保有する。
	人的関係	分割会社の取締役 14 名の内、7 名が株式会社ファンケル化粧品、6 名が株式会社ファンケルヘルスサイエンスの取締役を兼務する。(※)
	取引関係	分割会社は両新設会社より、経営指導料、業務委託料、不動産賃貸料、配当等を徴収する。
	関連当事者への該当状況	両新設会社は、分割会社の連結子会社に該当する。

(※) 平成 26 年 4 月 1 日見込み

7. 今後の見通し

本件分割により事業を継承する新設会社は、当社の 100% 子会社であるため連結業績に直接的な影響はありません。単体業績につきましては、分割後当社が持株会社となることから、主として子会社からの経営指導料収入、管理業務受託収入、配当収入等で持株会社の運用経費等を賄う収益構造となる予定であります。

II. 定款変更

1. 定款変更の理由

上記 I に記載のとおり、当社は、平成 26 年 4 月 1 日付で会社分割(簡易新設分割)により、持株会社制へ移行する予定であります。これに伴い、定款第 2 条に定める目的の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

現行定款	定款変更案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことならびに <u>次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u>
1. ↳ (条文省略)	1. ↳ (現行通り)
45. (新設) (新設) (新設)	45. <u>46. 情報資産の管理および賃貸</u> <u>47. 経営、労務および経理事務等事務代行業</u> <u>48. 金銭の貸付、その代理および貸借の媒介ならびに保証</u>
<u>46.</u> 前各号に付帯する一切の業務	<u>49.</u> 前各号に付帯 <u>または関連する一切の業務</u>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 25 年 6 月	15 日	(予定)
定款変更の効力発生日	平成 26 年 4 月	1 日	(予定)

以上

(参考資料)

新設分割設立会社に就任予定の代表取締役社長の略歴

1. 株式会社ファンケル化粧品

氏名	山岡 美奈子 (やまおか みなこ)
生年月日	昭和 34 年 4 月 7 日
出身地	長野県
職歴	平成 7 年 4 月 当社入社 平成 12 年 2 月 営業本部 営業企画室長 平成 13 年 4 月 化粧品事業部 副事業部長 兼 販売企画部長 平成 13 年 4 月 第二営業本部 営業戦略室長 平成 16 年 5 月 第一営業本部 通販営業部長 平成 18 年 6 月 調達本部 副本部長 平成 19 年 4 月 執行役員 営業企画本部 本部長 平成 19 年 12 月 執行役員 化粧品カンパニー カンパニー長 平成 20 年 6 月 取締役 執行役員 化粧品カンパニー カンパニー長 平成 22 年 5 月 取締役 執行役員 事業開発推進本部 本部長 兼 新規事業開発部長 平成 23 年 4 月 取締役 執行役員 事業開発推進本部 本部長 平成 25 年 3 月 取締役 専務執行役員 ビューティカンパニー カンパニー長 (現任)

2. 株式会社ファンケルヘルスサイエンス

氏名	村上 晴紀 (むらかみ はるき)
生年月日	昭和 28 年 4 月 8 日
出身地	愛媛県
職歴	平成 16 年 10 月 当社入社 執行役員 マーケティング本部 本部長 兼 マーケティング部長 平成 19 年 1 月 執行役員 流通営業本部 本部長 平成 19 年 12 月 執行役員 健康食品カンパニー 副カンパニー長 平成 20 年 5 月 取締役 執行役員 健康食品カンパニー カンパニー長 平成 22 年 2 月 取締役 執行役員 健康食品カンパニー カンパニー長 兼 商品企画部長 平成 22 年 5 月 取締役 執行役員 コーポレートコミュニケーション本部 本部長 平成 23 年 6 月 取締役 常務執行役員 コーポレートコミュニケーション本部 本部長 平成 25 年 3 月 取締役 常務執行役員 ヘルスカンパニー カンパニー長 (現任)